協議第６０号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成１５年7月2日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

地域審議会の取扱いについて
市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しない。 なお、必要に応じ新市において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく地域審議会等の設置を検討する。

平成１５年　　月　　日 確認